

平成29年11月定例会

総務委員会説明資料

政策創造部

目

次

提 出 予 定 案 件

1 そ の 他 の 議 案 等

(1) 条 例 案

1

(2) 関西広域連合規約の一部変更に関する協議について

2

1 その他の議案等

(1) 条 例 案

① 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（市町村課）

ア 改正の理由

住民サービスの向上及び行政事務の効率化に資するため、本人確認情報を利用することができる事務の範囲を拡大する必要がある。

イ 改正の概要

私立の小学校の児童又は中学校の生徒の保護者等に対するその児童又は生徒の修学を支援するための事業に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるものを本人確認情報を利用することができる事務とすることとする。

ウ 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

② 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（地域振興課）

ア 改正の理由

県民の利便性の向上及び行政事務の効率化に資するため、個人番号を利用することができる事務の範囲を拡大する等の必要がある。

イ 改正の概要

(ア) 私立の小学校の児童又は中学校の生徒の保護者等に対するその児童又は生徒の修学を支援するための事業に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるものを個人番号を利用することができる事務とすることとする。

(イ) 県内の私立の小学校又は中学校の設置者は、(ア)の事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務であって規則で定めるものを行うことができることとする。

ウ 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(2) 関西広域連合規約の一部変更に関する協議について

ア 改正の理由

地方自治法第291条の3第1項の規定により、関西広域連合の規約の一部を変更するに当たり、同法第291条の11の規定により議決を経る必要がある。

イ 改正の概要

通訳案内士法の一部改正により、「通訳案内士」の名称変更及び地域通訳案内士制度の創設等が行われたこと、並びに、関西広域連合において、平成31年度から「毒物劇物取扱者」及び「医薬品に係る登録販売者」の資格試験を実施することから、所要の改正を行うこととする。

ウ 施行期日

(ア) この規約は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項第3号及び第2項並びに別表の改正規定並びに次項の規定は、総務大臣の許可のあった日から施行する。

(イ) 関西広域連合は、この規約の施行の日前においても、改正後の第4条第1項第7号に掲げる事務（同号アからウまでに掲げる事務を除く。）の実施に必要な準備行為をすることができる。

